

次世代財務会計システムプロポーザル実施手順書

1. 業務の目的

宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）で運用している財務会計システムは、令和元年に再構築を実施し、現在8年目を迎えている。

本業務は、今後、より一層の事務の効率化、行政の透明化・高度化を実現するため、総務省が公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年1月公表 令和7年3月改訂）」に対応した財務会計システム等の導入及び運営を行うとともに、総務省が示す地方公共団体向けβ、β⁺モデルに向けた検討を進め、昨今急速に進んでいる自治体DXの動向を踏まえた財務会計システムの全体的な再構築を行うことを目的としている。

2. 業務の概要

- (1) 名称 令和8年度次世代財務会計システム再構築業務
- (2) 場所 宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階
- (3) 内容 別紙「次世代財務会計システム再構築業務企画提案仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (5) 提案限度額 ①初期構築・導入費用：1,848,000円
②機器賃借料：20,955,000円
③運用保守委託料：2,640,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識、経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4. プロポーザル方式及びその理由

財務会計システム再構築業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから、「公募型」とする。

5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和8年4月 6日（月）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和8年4月27日（月）
- (3) 参加資格確認結果通知日 令和8年4月 7日（火）～令和8年4月29日（水）
- (4) 質問の締切日 令和8年5月 1日（金）
- (5) 質問に対する回答日 令和8年4月 7日（火）～令和8年5月 7日（木）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和8年5月 8日（金）

- (7) プレゼンテーション 令和8年5月11日(月)の週
- (8) 評価結果通知 プレゼンテーション実施後3営業日程度
- (9) 契約締結 令和8年6月5日(金)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格

企画提案を行おうとする者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 宮崎県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第9号）第118条第3項及び宮崎市要綱を宮崎県後期高齢者医療広域連合要綱として準用する要綱（平成19年告示第2号）経過措置に規定する入札参加資格者の名簿（令和6・7・8年度宮崎市競争入札参加資格者名簿）に登録しているものであって、宮崎県内に本店、支店または営業所があること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 納期の到来している市町村税並びに県税及び国税について滞納がないこと。（法人においては法人及び代表者。法人等においては、法人等の代表者。）

(5) 法人又は法人等の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれかに該当しないこと。

①暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（いわゆる半グレ、匿名・流動型犯罪グループを含む）（以下「反社会的勢力」という。）と認められるとき。

②反社会的勢力であることを知りながら当該構成員を雇用し、又は使用しているとき。

③契約の相手方が反社会的勢力であることを知りながら当該構成員と商取引に係る契約を締結しているとき。

④反社会的勢力に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

⑤反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しているとき。

(6) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市要綱を宮崎県後期高齢者医療広域連合要綱として準用する要綱（平成19年告示第2号）第2条第1項第2号により準用する「宮崎市入札参加資格停止要綱(令和7年告示第368号)」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 令和元年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

7. 参加申込の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先、参加申込・質問・企画提案書等の提出先）

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階

宮崎県後期高齢者医療広域連合総務課総務係

担当 渡辺（ワタナベ）

電話 0985-62-0920

FAX 0985-27-7699

メール kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp

(2) 提出書類

①参加申込書兼誓約書（様式1）

②法人等の概要（パンフレット等がある場合は添付）

③市町村税並びに県税及び国税について滞納がないことの証明（発行日から3ヶ月以内、写し可）

④履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（発行日から3ヶ月以内、写し可）

⑤業務の実績を証明する書類（契約書等の写し）

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送及び宅配の場合は配達記録がわかる方法に限る）により、(1)に提出すること。

(5) 提出期限

①持参の場合 令和8年4月6日（月）～令和8年4月27日（月）

（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

②郵送の場合 令和8年4月27日（月） 午後5時必着

(6) 留意事項

上記(5)の提出期限までに(2)の書類を提出しなかった法人等は、企画提案書を提出することができない。

8. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 メールにより、「7. 参加申込の手続き(1)」の事務局あてに送付すること。（メール送信後、事務局へ送信完了の旨を電話で連絡すること。）

②受付期間 令和8年4月6日（月）～令和8年5月1日（金） 午後3時まで

(2) 回答

令和8年5月7日(木)までに当広域連合ホームページに随時掲載し、個別には回答しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書(任意様式)
- ②業務実施体制(任意様式)
- ③見積書(任意様式) ※内訳を添付すること

(2) 提出方法

「7. 参加申込の手続き(4)」と同様の方法とする。

(3) 提出期限

- ①持参の場合 令和8年4月6日(月)～令和8年5月8日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)
- ②郵送の場合 令和8年5月8日(金) 午後5時必着

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

※正本は、法人又は法人等の名称が記載されたものであること。副本は法人又は法人等の名称をマスキング(提案事業者名や提案事業者を類推・特定できる部分、社名やロゴなどを消し、提案者が特定される事項は記載しないこと。)したものとする。

(5) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書を参考に、A4判縦書き20ページ以内に整理し作成すること。なお、参考資料を添付することは差し支えないが、点数には影響しない。

(6) 企画提案が無効になる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ①企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ②「2. 業務の概要(5)」に示す提案限度額を超える提案
- ③提出期間内に所定の書類を提出しなかった場合
- ④参加資格要件確認結果通知書にて参加資格を認められていない場合
- ⑤その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(7) 企画提案書提出後の辞退

参加申込書を提出した後に、本公募への参加を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

10. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価項目」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書、業務実施体制、見積書の内容について以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日 程 令和8年5月11日（月）の週
- ②出席者 1者3名以内
- ③実施時間 1者60分程度（プレゼンテーション40分、質疑応答20分）
- ④実施場所 事務局内会議室
- ⑤貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン（会議室の白い壁）、プロジェクター（HDMIケーブル有り）

※上記以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

- ①次世代財務会計システム再構築業務プロポーザル方式審査会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を優先受託候補者として選定する。
- ③合計点数が同一の提案業者が複数いた場合には「価格評価」の項目の評価点が高い提案業者を優先受託候補者とする。
- ④合計点数及び③の点数も同一の提案業者が複数いた場合には、委員間協議により受託候補者の順位を決定する。
- ⑤上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- ⑥受託候補者は令和8年9月30日まで有効なものとし、優先受託候補者と契約に至らない又は契約期間中にも関わらず契約解除となる場合、次の順位の者を優先受託候補者とする。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③見積金額が、「2. 業務の概要（5）」に示す提案限度額を超えている場合。
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと広域連合が認める場合。
- ⑥その他、受託候補者として選定するにふさわしくないと広域連合が認める場合。

1 1. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、優先受託候補者の名称、点数を当広域連合のホームページに公表する。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先受託候補者と広域連合の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約の締結にあたっては、受託者は宮崎県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成21年規則第5号）第101条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同項各号に該当するときは免除する。

(3) その他

優先受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先受託候補者とする。

1 3. その他

①企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

②本プロポーザルに係る費用は、すべて提案業者の負担とする。

③提出書類は返却しない。

④提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え、再提出は認めない。

ただし、審査の過程で必要となった場合は、参加申込、企画提案書、見積書以外の書類の提出を求める場合がある。

⑤提出のあった企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市条例を宮崎県後期高齢者医療広域連合条例として準用する条例（平成19年条例第16号）第2条第1項第1号により準用する「宮崎市情報公開条例(平成14年宮崎市条例第3号)」に基づき対応する。

⑥提出のあった企画提案書等は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

⑦企画提案を行おうとする法人等が1者の場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この手順書は、令和8年4月6日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。